

大阪糖尿病協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪糖尿病協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を大阪大学大学院医学系研究科内分泌・代謝内科学 内に置く。

(目的)

第3条 本会は、糖尿病に関する啓発を行い、会員相互の親睦とその健康増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会、座談会、研修会。
- (2) 会報の発行。
- (3) 会員の資質の向上と会員相互の親睦に関する事業。
- (4) 日本糖尿病協会の事業と連携する事業。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会員・会費

(会員の種類)

第1条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員
- (2) 支部会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員
- (5) 特別会員

(正会員)

第2条 正会員は、本会の趣旨に賛同し、その目的達成に共助するもので、支部会を代表する者、顧問医会、顧問栄養士会、顧問臨床検査技師会、顧問看護師会の代表された個人とする。

(支部会員)

第3条 支部会員とは、各医療機関における糖尿病協会員を言う。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業発展を助成することを望む個人または、法人及びその他の団体で、理事会において承認されたものとする。

(特別会員)

第5条 特別会員は、本会に特に功労ある者で、理事会の決議を経て推薦された者とする。

(名誉会員)

第6条 名誉会員は、協会員であった者で、別に定める規定に基づき、理事会において承認された者とする。

(会員の権利義務)

第7条 正会員は、本会則に定める事項の他、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有し、また規約その他の規定を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

(会費、入会金)

第8条 新入会員は、入会に際して入会金を(支部を通じて)納入し、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

会費および徴収方法は理事会にて定め、運営総会にて承認を得る。

特別の費用を必要とするときは、運営総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 本会の会員は、次の事由により資格を消失する。

(1) 退会

(2) 除名

(3) 死亡または、法人及びその他の団体の解散。

(組織)

第10条 本会に、顧問医会、顧問栄養士会、顧問臨床検査技師会、顧問看護師会を設置する。

第11条 顧問医会、顧問栄養士会、顧問臨床検査技師会、顧問看護師会は、それぞれに会則を設け本会の運営に参画する。

第3章 運営総会

(運営総会)

第1条 本会の運営は運営総会にてなされ、正会員をもって構成する。

(運営総会の種類)

第2条 通常総会と臨時総会の2種類とする。

(総会の招集)

第3条 通常総会は毎年9月及び2月に会長が招集する。

臨時総会は次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 五分の一以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で召集の請求があったとき。

総会を招集するには、少なくとも会議の10日前までに各会員に対し会議の目的たる事項、日時、及び場所につきその通知を発しなければならない。

第4章 役員と職務

(役員の種類及び数)

第1条 本会は、理事をもって理事会を組織し、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 5名 |
| (5) 監事 | 5名 |

(役員資格及び任免)

第2条 役員は、本会の正会員たることを要し、運営総会にて選任及び解任される。

役員を選任方法については別に定める役員選任規定による。

(理事の選出)

第3条 理事は、以下の者をもってこれにあたる。

- (1) 支部を代表する正会員より若干名。
- (2) 顧問医会、顧問栄養士会、顧問臨床検査技師会、顧問看護師会より選出された若干名。

(役員選出ならびに任期)

第4条 役員は総会でその任を報告し、その任期は2年とする。但し再任は妨げない。

1. 会長は理事の互選とする。
2. 副会長、会計は会長が理事より選出し、理事会で承認された者がこれにあたる。
3. 監事は支部会を代表する者、顧問医会、顧問栄養士会、顧問臨床検査技師会、顧問看護師会より推薦を受け、理事会で承認された者がこれにあたる。
4. 役員中欠員を生じ、必要あるときはこれを補充する。
5. 新任者の任期は前任者の残任期とする。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は以下に定める。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
3. 理事は会の運営の審議に参加し会務を処理する。
4. 会計は会計を司る。
5. 監事は会務を監査し、代表監事が会計監査をする。

(理事会の構成及び仕事)

- 第6条
1. 本会の理事会は会長、副会長、理事、会計、監事をもって構成するとともに、本会の運営にあたる。
 2. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権を有しない。

第5章 会議

(運営総会及び理事会、会員総大会)

- 第1条 本会の会議は運営総会、理事会及び会員総大会とする。
大会は年1回、運営総会は年2回、理事会は必要に応じて開催する。

(会議の開催及び決議方法)

- 第2条 運営総会及び理事会は、会長が召集し、議長は会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
運営総会及び理事会は構成員の過半数を持って成立する。但し委任状による出席者を含む。
議事の議決は出席者の過半数をもって決する。

(会員総大会)

第3条 全会員の総合集会をいう。

総大会において本会の事業報告及び運営総会での決議事項を報告する。

第4条 運営総会において決議し承認され、総大会において報告する事項を次のとおり定める。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選考
- (3) 本会の事業、予算および決算
- (4) その他本会運営上の基本事項

第6章 会計

(会計)

第1条 本会の経費は次の収入をもってこれに当てる。

- (1) 会費
- (2) 賛助会費、協賛費
- (3) その他

(会計年度)

第2条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 加入、脱会

(入会)

第1条 本会への入会は、支部会員は支部を通じ、事務局に直接申し込むことができる。

(退会)

第2条 会員は退会しようとするときは、支部会員は各支部を通じ事務局に届けなければならない。

(除名)

第2条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において除名することができる。

- (1) この会の名誉を毀損、またはその設立の主旨に反する行為を行ったとき。
- (2) 会費の支払いが滞り、理事会にて払込の見込みがないと判断された者。
- (3) 支部会、顧問医会、顧問栄養士会、顧問臨床検査技師会、顧問看護師会を脱会した者。

第 8 章 表彰

第 1 条 本会に特に功労のあったものは、別に定める規定に基づき、本会より表彰する。

付則

1. この会則に定めるもののほか、運営上必要な事項について理事会がこれを決定する。
2. 第1章第2条平成 30 年 6 月 1 日改訂。
(事務局:近畿大学医学部内分泌・代謝・糖尿病内科 内)
*1961 年 10 月－1968 年 3 月 大阪大学医学部
1968 年 4 月－1987 年 3 月 国立大阪病院
1987 年 4 月－2013 年 3 月 大阪厚生年金病院
2013 年 4 月－2018 年 5 月 大阪大学大学院医学系研究科内分泌・代謝内科学
3. この会則は平成 30 年 10 月 1 日より施行する。